

住宅に被害を受けられた方へのお知らせ

この度の災害で被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

独立行政法人住宅金融支援機構から、住宅に被害を受けられた方に住宅の建替え、補修等に必要な資金の融資に関する相談窓口を次のとおりお知らせします。

災害復興住宅融資に関するご相談窓口

被災された方からの融資等のご相談、「災害復興住宅融資のご案内」（パンフレット）及びお申込みに必要な書類のご請求は、こちらへご連絡ください。

住宅金融支援機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）

0 1 2 0 - 0 8 6 - 3 5 3（通話料無料）

国際電話等でご利用いただけない場合は、<TEL048-615-0420>におかけください（通話料金がかかります）。

営業時間：9時～17時（祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。）

< 災害復興住宅融資の概要 >

融資金利（全期間固定金利） **【令和4年3月1日現在】**

加入する団体信用生命保険の種類等に応じて融資金利が異なります。

団体信用生命保険に加入する場合

新機構団信	年 0.85%
新機構団信（デュエット）	年 1.03%
新3大疾病付機構団信	年 1.09%

健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も融資はご利用いただけます。その場合の融資金利は以下のとおりです。

団信に加入しない場合	年 0.65%
------------	---------

- * 申込受理日時時点の金利が適用となります。なお、郵送により機構本店郵送申込係あてお申し込みいただく場合、郵便の消印の日付を申込受理日とします。
- * 融資金利は、原則として毎月改定します。融資金利の詳細及び最新の融資金利は、機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）にお問合せいただくか機構ホームページ（www.jhf.go.jp）でご確認ください。

融資限度額

建設	土地を取得する場合	:3,700 万円
	土地を取得しない場合	:2,700 万円
購入	3,700 万円	
補修	1,200 万円	

- * 各所要額（建設費等）が上記の金額よりも低い場合は、各所要額が限度となります（10万円以上1万円単位）。

ご利用いただくためには

地方公共団体が発行した「**り災証明書**」の提出等の条件があります。

- * 原則として、融資の対象となる建物及び土地に機構のための第1順位の抵当権を設定（補修の場合は後順位の設定でかまいません。）していただきます。ただし、融資額が300万円以下の場合は、抵当権の設定は不要です。

< 申込受付期間 >

令和5年7月31日まで

* このお知らせでは、災害復興住宅融資の概要をご案内しています。

融資制度の詳細は、機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）にお問合せいただくか機構ホームページ（www.jhf.go.jp）でご確認ください。

< 災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）の概要 >

通常の災害復興住宅融資との主な違い

- ・満60歳以上の方がご利用いただけます。
- ・毎月のお支払いはお利息のみで、通常の災害復興住宅融資（元利均等返済又は元金均等返済）と比べて月々のご負担を低く抑えられます。
- ・借入金の元金は申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなられたときに、相続人の方から、手元金による支払、融資住宅及び土地の売却等により、一括してご返済いただきます。

なお、機構は、融資住宅及び土地の売却代金等によりご返済いただいた場合は、債務が残ったときでも、残った債務について相続人の方に請求しません。

- ・申込人がご存命中に元金の全部を繰り上げて返済し完済された場合又は申込人全員が亡くなられたときに相続人の方が手元金等で完済された場合は、融資住宅等を売却する必要はありません。

融資金利（全期間固定金利） 【令和4年3月1日現在】

年 2.32%

- * 申込受理日時時点の金利が適用となります。なお、郵送により機構本店郵送申込係あてお申し込みいただく場合、郵便の消印の日付を申込受理日とします。
- * 融資金利は、原則として毎月改定します。融資金利の詳細及び最新の融資金利は、機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）にお問合せいただくか機構ホームページ（www.jhf.go.jp）でご確認ください。

融資限度額

建設の場合

建設資金2,700万円（土地を取得する場合は3,700万円）又は機構による担保評価額のいずれか低い額

補修の場合

1,200万円 又は、機構による担保評価額のいずれか低い額

- * 各所要額（建設費・補修費等）が上記の金額よりも低い場合は、各所要額が限度となります（10万円以上1万円単位）。

ご利用いただくためには

- ・地方公共団体が発行した「り災証明書」の提出等の条件があります。
 - ・借入申込前に、申込人（連帯債務者を含みます。）全員に、機構によるカウンセリング相談を必ず受けていただきます。
- * 融資の対象となる建物及び土地に機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。

< 申込受付期間 >

令和5年7月31日まで

* このお知らせでは高齢者向け返済特例制度の概要をご案内しています。本制度は通常の災害復興住宅融資と比べて金利水準が高く、また、担保評価による融資額の上限がある等、特有の取扱いがありますので、詳しくは機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）にお問合せいただくか機構ホームページ（www.jhf.go.jp）でご確認ください。

（チラシ発行元）

独立行政法人住宅金融支援機構 四国支店

〒760-0017 高松市番町1-6-6 甲南アセット番町ビル2階

電話：087-825-0512

営業時間：月～金（平日）9～17時

（令和4年3月）